

令和2年（2020年）6月1日

熊本県新型インフルエンザ等対策協議会
構成機関・団体の長 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

外出自粛の段階的緩和について

このことについては、令和2年（2020年）5月26日付け通知において、5月中の県境をまたぐ不要不急の移動の自粛をお願いするとともに、外出自粛の段階的緩和の目安をお示したところです。

この度、県内の感染状況を踏まえ、下記のとおり緩和しますので、貴機関・団体所属の会員等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 時期

令和2年（2020年）6月1日から

2 内容

- ・ 5月25日の緊急事態解除宣言の際に特定警戒都道府県であった地域や、感染が拡大している地域への移動は、慎重に対応すること
- ※ 引き続き、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践をお願いします。

<お問合せ先>

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
(熊本県健康福祉部健康危機管理課) 上野・緒方
直通：096-333-2630 (内線 5930, 5932)

(参考)

新型コロナウイルス感染症に関する県民の方からの
一般的なお問合せ先
専用相談窓口：096-300-5909